

令和7年度 第1回 吉沢市民センター 運 営 審 議 会

日 時 令和7年6月27日(金)

午前10時～

場 所 水戸市吉沢市民センター

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

- (1) 令和6年度吉沢市民センター事業実施状況について
- (2) 令和6年度吉沢市民センター利用状況について
- (3) 令和7年度吉沢市民センター運営方針及び重点目標について
- (4) 令和7年度吉沢市民センター事業計画並びに関連事業について
- (5) その他

4 閉 会

水戸市吉沢市民センター

水戸市吉沢市民センター
運 営 審 議 委 員

任 期 2024年4月 1日から
2026年3月31日まで

(順不同・敬称略)

番号	氏 名	役 職
1	新津 盛司	吉沢地区自治連合会 会長代理
2	西村 三絵子	吉沢地区体育協会 副理事長
3	田中 福子	保健推進員
4	小田部 妙子	吉沢女性会 副会長
5	木村 陽子	施設利用者代表
6	平原 満	吉沢小学校校長

(1) 令和6年度吉沢市民センター事業実施状況について

定期講座(教室)

クラブ名	開催日		時 間	講 師	人 数
エコクラフト	第1・3	月	9:30～12:00	菊池ウメ子	9

定期講座(クラブ)

クラブ名	開催日		時 間	講 師	人 数
卓 球	第1・3	月	13:30～15:30	自主活動	30
卓 友 会	第2・4	月	9:00～12:00	自主活動	30
着 付	第1・3	月	10:00～12:00	小室 陽子	12
絵 画	第1・3	火	13:30～15:30	自主活動	6
ヨーガⅠ	第1・3	水	10:00～12:00	江橋 京子	30
ヨーガⅡ	第2・4	水	10:00～12:00	片岡 友加	30
ターゲット バードゴルフ	毎週	水	10:00～12:00	自主活動	8
書 道	第1・3	木	10:00～12:00	自主活動	7
楽しい童謡	第2・4	木	10:00～12:00	飛田淳子 増渕亜依	30
茶 道	第1・3	金	10:00～12:00	伊藤 宗恵	7
籐 工 芸	第1・3	金	10:00～12:00	茅根 啓子	8
パンづくり	第4	金	9:30～13:00	鈴木 三智	16
囲碁	第2	土	10:00～16:00	自主活動	15

一般教養講座

寿大学教養セミナー

回数	開催期日	内容	講師	人数
4回	7月19日	講座 「高齢者の消費者トラブルの対処法について」	水戸市 消費生活センター	12
	9月10日	体験講座 「スマホの“便利”を体験しよう」基礎～応用	株式会社 NTTドコモ	11
	9月27日	体験講座 「交通安全教室」	茨城県水戸警察署 生活安全課職員	13
	10月22日	移動学習 水海道風土博物館坂野家住宅 キューピー(株)五霞工場		30

女性教養セミナー

回数	開催期日	内容	講師	人数
4回	7月31日	初心者向けヨガ教室	江橋京子	29
	10月30日	講座 「頭の体操」	明治安田生命	14
	1月15日	みそ作り教室	長山 勝紀 名澤 久子	16
	2月6日	移動学習 真壁のひなまつり 下館美術館		31

ワイワイ学園

回数	開催期日	内容	講師	人数
3回	7月26日	子ども書道教室	平賀 礼子	18
	7月29・30日	子ども絵画教室	菅原 和子	34
	8月5・6日	子ども絵画教室	菅原 和子	33

家庭教育強化事業

回数	開催期日	内容	講師	人数
4回	6月21日	ベビーマッサージ・手遊び	加藤 一枝	15組
	10月29日	親子ふれあい体験教室 「ハッピーハロウィン！」	加藤 一枝	14組
	11月15日	講演 「おなか元気体操」	水戸ヤクルト販売 株式会社	16
	1月31日	講演 「小学校入学を迎えるにあたっての 親の心構え等について」	矢口 みどり	110

成人教養セミナー

回数	開催期日	内容	講師	人数
1回	2月12日	米粉料理教室	鈴木 三智	16

悠悠サロンフェスティバル

回数	開催期間	内容	講師	人数
1回	2月23・24日	定期講座教室発表・作品展 地区防災講演会 模擬店・即売会 三世代の広場(小物作り) 血管年齢測定	水戸市防災危機管理課 保健推進員	700

〈参考〉吉沢地区の主な事業

- ・体協親善ゴルフ大会 4月17日(水)桂ヶ丘カントリークラブ
- ・体協ソフトボール大会 5月12日(日)元石川市民運動場
7チーム参加
- ・体協ソフトバレーボール交流試合 6月20日(金)吉沢小体育館
4チーム参加
- ・お父さんソフトボール大会 6月16日(日)元石川市民運動場
8チーム参加
- ・第32回よしざわ祭り 8月25日(日)吉沢小学校
5000名
- ・敬老会記念品郵送配布 9月5日(木)
458名配達
- ・学区対抗お父さんソフトボール大会 9月29日(日)10月6日(日)
田野市民運動場
- ・東部ブロック親善球技大会 9月29日(日)元石川市民運動場
酒門コミュニティセンター
- ・吉沢地区市民運動会 10月8日(日)吉沢小学校
1400名
- ・福寿のつどい 10月18日(水)いきいき交流センターふれしあ
42名
- ・学区対抗ママさんバレーボール大会 11月3日(日)リリーアリーナMITO
- ・体協親善ゴルフ大会 11月6日(水)城里ゴルフクラブ
- ・吉沢地区市民歩く会 11月10日(日)笠原水道
28名
- ・東部ブロックゴルフ大会 11月13日(水)水戸ゴルフクラブ
- ・吉沢地区クリーン作戦 11月17日(日)吉沢地区
70名
- ・ひとり暮らし高齢者食事会 11月20日(水)梅の花
47名
- ・ひとり暮らし高齢者クリスマスプレゼント 12月13日(木)
107名
- ・吉沢体協会長杯少年サッカー大会 12月22日(日)吉沢小学校
- ・三世代交流会(卓球) 1月6日(土)吉沢市民センター
32名
- ・水戸郷土かるた大会吉沢学区大会 1月12日(日)吉沢市民センター
42名
- ・水戸郷土かるた大会中央大会 2月9日(日)市総合運動公園体育館

(2)令和6年度吉沢市民センター利用状況について

月	市民センター		社 教 団 体		市		県		一 般		計	
	回数	人 数	回数	人 数	回数	人 数	回数	人 数	回数	人 数	回数	人 数
4	10	157	6	100	6	107	0	0	57	512	79	876
5	18	301	3	39	11	218	1	15	62	577	95	1,150
6	21	310	5	97	13	261	0	0	51	451	90	1,119
7	24	341	4	104	15	294	0	0	54	471	97	1,210
8	8	104	2	97	5	77	0	0	40	442	55	720
9	24	311	7	199	15	300	0	0	42	385	88	1,195
10	20	311	4	72	13	249	0	0	48	404	85	1,036
11	18	251	4	83	13	228	0	0	62	515	97	1,077
12	18	255	4	64	14	259	0	0	48	406	84	984
1	18	252	5	98	9	157	0	0	49	434	81	941
2	23	946	5	89	13	239	0	0	42	325	83	1,599
3	18	250	6	74	14	237	0	0	56	522	94	1,083
計	220	3,789	55	1,116	141	2,626	1	15	611	5,444	1,028	12,990

(3) 令和7年度吉沢市民センター運営方針及び重点目標について

令和7年度水戸市吉沢市民センター運営方針及び重点目標について

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

吉沢市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

オ よしざわ祭りや市民運動会をはじめ、吉沢地区の特色ある行事等の活性化に努める。

カ 吉沢市民センターの役割を明確にし、市民センター運営審議会や各種団体との連携強化に努める。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

また、各市民センターのホームページの中で、地域情報を積極的に発信し、それぞれの地域の魅力向上に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

・家庭教育強化事業の開催

少子化に向けた活動を展開し、安心して子育てができる環境づくりの事業を行う。

・寿大学教養セミナーの開催

高齢化社会における事業を支援し、バランスの取れた活発な事業を展開する。

・三世代交流(お茶会・小物作り)

地区内の子どもから高齢者まで三世代が集い交流できる事業の推進を図る。

・女性教養セミナー等の開催

地区会や女性会及び関係機関と連携しながら、交流事業を推進する。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組

むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(4) 令和7年度吉沢市民センター事業計画並びに関連事業について

月	定期講座	主催事業	自治連合会事業
4	開設準備 卓球・卓友会・着付・絵画 ヨーガⅠ・ヨーガⅡ・楽しい童謡 書道・茶道・籐工芸・パンづくり 囲碁・ターゲットバードゴルフ エコクラフト		
5			
6		第1回市民センター運営審議会 寿大学教養セミナー 1回 家庭教育強化事業 1回	よしざわ祭り役員会 吉沢学区ソフトボール大会
7		ワイワイ学園「子ども書道教室」 1回 ワイワイ学園「子ども絵画教室」 1回 女性教養セミナー 1回 寿大学教養セミナー 1回	よしざわ祭り実行委員会
8		ワイワイ学園「子ども絵画教室」 1回	よしざわ祭り専門部会 第33回よしざわ祭り 市民運動会役員会
9		寿大学教養セミナー(移動学習) 1回 女性教養セミナー(移動学習) 1回	学区対抗ソフトボール大会 市民運動会実行委員会 市民運動会責任者会議
10		寿大学教養セミナー 1回	市民運動会 市民歩く会
11		家庭教育強化事業 1回	学区対抗ママさんバレーボール大会 クリーン作戦・防災訓練
12		女性教養セミナー 1回	
1		悠悠サロンフェスティバル代表者会議 女性教養セミナー 1回 家庭教育強化事業 1回	新春郷土かるた大会
2		悠悠サロンフェスティバル 「発表会・作品展・三世代のひろ ば・模擬店・即売会」 第2回市民センター運営審議会	
3			

水戸市市民センター条例

平成21年9月29日
水戸市条例第33号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

(事業)

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

(使用の許可)

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

(使用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則 (省略)

別表 (第2条関係) (省略)

水戸市市民センター条例施行規則

平成22年3月30日

水戸市規則第14号

改正 平成28年3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市市民センター条例（平成21年水戸市条例第33号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 水戸市市民センター（以下「センター」という。）の使用時間は、午前8時30分から午後10時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(利用)

第3条 センターは、管理上支障がある場合を除き、年間を通して利用に供することとする。

(使用許可の申請)

第4条 条例第4条第1項の規定によりセンターの使用の許可を受けようとする者は、使用日の1月前の日の属する月の初日から使用日の3日前までに、市民センター使用許可申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請を許可したときは、市民センター使用許可書（様式第2号。以下「使用許可書」という。）を交付する。

(使用期間の制限)

第5条 センターの使用は、引き続き3日を超えることができない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(許可に係る事項の変更等)

第6条 センターの使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可に係る事項の変更又は取消しをしようとするときは、使用日の3日前までに市民センター使用変更（取消）申請書（様式第3号）に使用許可書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、直ちに審査してその適否を決定し、市民センター使用変更（取消）許可書（様式第4号）を交付する。

(使用許可の取消し等)

第7条 市長は、条例第7条の規定により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限するときは、市民センター使用許可取消等通知書（様式第5号）を交付する。

(遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された施設以外の施設を使用しないこと。
- (2) 施設に設備を付加し、又は設置しないこと。
- (3) 使用する施設の定員を超えて使用しないこと。
- (4) 物品の販売、寄付金の募集等を行わないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (5) 火気を使用しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (6) 壁、柱、扉等に張り紙、くぎ打ち等をしないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (7) 広告その他これに類するものを掲示しないこと。ただし、許可を得た場合を除く。
- (8) 危険物及び他人に迷惑となる物を持ち込まないこと。
- (9) 定められた場所以外の場所で喫煙又は飲食をしないこと。
- (10) 飲酒をしないこと。
- (11) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (12) 使用後は、施設の清掃を行うこと。
- (13) その他センターの職員の指示に従うこと。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。